

鹿屋市長が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
鹿屋市長が管理する公文書の開示等に関する規則（平成18年鹿屋市規則第24号）
を次のように改正する。

第1条中「第26条」を「第28条」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会への報告）

第2条の2 条例第5条第4項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面によるものとする。

- (1) 開示請求に係る公文書の名称又は内容
- (2) 当該開示請求が権利濫用に当たる理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

第7条第3項中「第20条」を「第21条」に改める。

第9条第1項中「図面」を「図画」に改め、同項第1号中「又は図面」を「又は図画」に、「（条例第16条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「図面」を「図画」に改め、同項を同項第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の規定にかかわらず、条例第16条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により用紙に複写したもの又はスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものを電子計算機により表示したものを閲覧するなど実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

第10条中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第11条中「第18条」を「第19条」に改める。

第12条中「第18条の」を「第19条の」に、「第19条各号」を「第20条各号」に改める。

第13条中「第22条」を「第24条」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（出資法人等）

第14条 条例第25条第1項に規定する規則で定める出資法人等は、次に掲げるもの

とする。

(1) 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人

(2) 市の補完的役割を担うものとして、市が恒常的に人的又は財政的な援助を行っている法人で、市長が別に定めるもの

別記第11号様式及び別記第12号様式中「第18条」を「第19条」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。